

届 出 書

公職選挙法第 197 条の 2 第 2 項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

告示日を記載

五所川原市長選挙候補者 五 所 太 郎

五所川原市選挙管理委員会委員長 あて

自署または押印

記

氏 名	住 所	年齢	性別	使用する者の別	使用する者の期間	備 考
乙山 花子	五所川原市字大町 500 番地	22	女	車上運動員	令和 8 年 6 月 14 日から 令和 8 年 6 月 20 日まで	
甲山 八郎	五所川原市字旭町 300 番地	28	男	手話通訳	令和 8 年 6 月 14 日から 令和 8 年 6 月 20 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
丙野 一郎	五所川原市字東町 1000 番地	59	男	事 務 員	令和 8 年 6 月 14 日から 令和 8 年 6 月 20 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
					令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

備考 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら公職選挙法第 142 条の 3 第 1 項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は同法第 143 条第 1 項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。

2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出の場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。